

**「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）」及び
「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2011（案）」
に対して寄せられた意見及び総務省の考え方**

別紙2

「意見」で引用しているページは、意見招請時の（案）のページ。

基本方針

頁	意 見	総務省の考え方
	基本方針は毎年見直しを行うべき。また関係事業者のアドバイザリーボードへの参加や意見聴取等について検討すべき。	
基本方針 1	<p>・ 情報通信分野は新たなビジネスモデルの登場や技術革新が日進月歩で進み、新たな課題が短い期間で顕在化するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」については、毎年度見直しを行うべきと考えます。なお、見直しに際しては、市場における実際のプレーヤーである関係事業者の意見をより深く汲み取って頂くべきであり、関係事業者のアドバイザリーボードへの参加や意見聴取等の実施についても検討して頂きたいと考えます。</p> <p align="right">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>競争評価は09年から適用期間を設定せず、必要に応じて適時適切に見直すこととしています。なお、関係事業者のアドバイザリーボードへの参加や意見聴取等に関するご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

定点的評価の対象領域の再構成

頁	意 見	総務省の考え方
	データ通信領域においては、固定系と移動系を分けずに同一の市場として分析・評価すべき。	
	<p>市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）および実施細目2011（案）では、新たに移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をア priori に分けた仕組みとなっており、現実の市場やユーザの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定系と移動系を分けずに同一の市場として分析・評価すべきと考えます。</p> <p align="right">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>データ通信領域については、固定系と移動系を一体としたサービス提供が行われ始めていますが、現時点において一体の市場として画定することが可能かどうか供給側と需要側の両面から、今後の市場の動向について注視して参りたいと考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業分野における</p>

		競争状況の評価2010」第3編第2章P7にあるとおり、「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」としているところです。
	<p>市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)および実施細目2011(案)では、新たに移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をアプライオリに分けた仕組みとなっており、現実の市場やユーザの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定系と移動系を分けずに同一の市場として分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
<p>基本方針 1 実施細目 1、4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス市場の画定については、ユーザの視点や事業者の競争戦略の観点から実態に即して行うことが必要と考えます。 ・ スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3GやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWi-Fi通信を、利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとられない使い方が既に広がっています。 ・ また、こうしたユーザニーズに対応し、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くという新たな割引サービスを提供するなど、事業者による固定通信と移動通信をパッケージで提供する戦略が本格化しています。 ・ したがって、固定系と移動系を別市場として分析・評価するのではなく、両者を大括りに捉えたデータ通信市場の画定が必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	

<p>基本方針 2 実施細目 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信市場については、ネットワークレイヤにおいてモバイルのブロードバンド化が進展するとともに、上位レイヤ・下位レイヤにおいては、スマートフォンやタブレット端末の登場以降、利用できるコンテンツやアプリケーションに関し固定と移動の間で相違が無くなりつつあり、このような各レイヤの動向が相乗し、固定と移動の融合が急速に進展しています。 ・例えば、スマートフォンとPCでコンテンツやアプリケーションを同期し、利用シーンに応じて固定通信や移動通信を自由に選択して共通のコンテンツ・アプリケーションにアクセスするなど、通信の媒体にとらわれないブロードバンド利用が普及してきています。 ・したがって、ネットワークレイヤに対する上位レイヤ・下位レイヤの動向を勘案するにあたっては、移動通信に閉じることなく、移動と固定を大括りに捉えたブロードバンド市場に対する影響を考察するべきであると考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>
<p>基本方針 1.4</p>	<p>対象領域の設定にあたり、従来の「固定電話」「インターネット接続」「移動体通信」「法人向けネットワークサービス」の4領域から「音声通信（固定系、移動系）」「データ通信（固定系、移動系、ISP（固定系））」「法人向けネットワークサービス」の3領域へと再構成されたことに賛同いたします。</p> <p>データ通信分野においては、スマートフォンに代表される移動系のデータ通信サービスの普及が目覚しく、速度面においても従来は数Mbps程度であったものが最大数十Mbpsとなるなど、高速化・高機能化によって固定系（ブロードバンド）データ通信と遜色のないレベルに達しています。</p> <p>このような移動系データ通信環境の向上から、比較的インターネット利用の少ない層や若年層を中心に固定系（ブロードバンド）サービスを契約せず、通信環境はスマートフォンなどの携帯端末だけで十分であるとする層が急速に増えております。</p> <p>また、データ通信（インターネット）サービスを選択するにあたり、移動系と固定系との間</p>

	<p>でのサービス選択やスイッチングが当たり前のように起きる状況が現実になっています。</p> <p>一方で、固定系（ブロードバンド）は約3千6百万契約なのに対して、移動系では約1億2千7百万契約と前者の4倍近い規模になっています。</p> <p>こうしたことから、ユーザにとってより望ましい競争状況を判断するためには、従来のように固定系の「インターネット接続」という枠内だけで競争状況あるいは市場支配力を評価するよりも、移動系を含めた、より広い「データ通信」という枠組みで考えることがよりふさわしいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【STNet】</p>
基本方針 15 実施細目 3	<p>・総論で述べたとおり、市場環境は構造的に変化しておりますが、電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針（案）および実施細目2011（案）では、新たに移動系のデータ通信を分析・評価の対象とするものの、従来通り、固定系と移動系をア priori に分けた仕組みとなっており、現実の市場やユーザの動向と、競争評価の方針や実施方法との間にミスマッチが生じていることから、固定系と移動系を分けずに同一の市場として分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>
実施細目 5-8	<p>■ <u>固定・モバイルの相互関係を踏まえた市場画定について</u></p> <p>・競争評価2010において今後の定点的評価の在り方案（別紙2）では、固定系のFTTHとモバイル系のLTE・BWAが競争関係にある点や、Wi-Fiやフェムトセル等によるFMC連携といった固定・モバイル間の相互関係が見受けられる点を踏まえた市場画定となっておりますが、今回の実施細目ではこの点が抜けています。固定系については、音声・データ系ともに部分市場を跨いだ市場画定となっておりますが、これを移動体通信市場（音声・データ）まで拡大する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>
	<p>将来的に、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定される場合であっても、固定系データ通信と移動系データ通信の特性の違いや、ユーザの利用目的・利用シーン等の相違を適切に反映した評価・分析を行う必要がある。</p>

<p>基本方針 1</p>	<p>・ 上記の対象領域の再構成については、昨年度の「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」において、「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」との結果を踏まえたものと理解しています。将来的に、このような方向で市場画定がなされる場合であっても、固定系データ通信と移動系データ通信の特性の違いや、ユーザの利用目的・利用シーン等の相違を適切に反映した評価・分析を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」第3編第2章P7においては、「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」としており、いただいたご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>情報収集の際には、固定と移動の両方のブロードバンドサービスを対象としてユーザの利用状況や選好度等の把握が必要。</p>		
	<p>モバイルのブロードバンド化が進展し、3.5Gや3.9G（LTE）の携帯電話ではMbpsクラスのデータ通信が提供され、既に光ファイバ並の速度が提供可能なLTEサービスも商用化されています。WiMAXや公衆無線LANも含め、現に多くのユーザが無線を利用したモバイルブロードバンドサービスを自由自在に使いこなし、ユーザの選択肢は多様化していることから、需要の代替性があると考えられます。</p> <p>したがって、移動通信についても固定通信と同様にブロードバンドサービスとして捉え、固定・移動を問わず同一のブロードバンド市場として扱い、分析・評価がなされるべきであり、情報収集の際には、固定と移動の両方のブロードバンドサービスを対象にユーザの利用状況や選好度等の把握が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>データ通信領域については、固定系と移動系を一体としたサービス提供が行われ始めていますが、現時点において一体の市場として画定することが可能かどうか供給側と需要側の両面から、今後の市場の動向について注視して参りたいと考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」第3編第2章P7にあるとおり、「将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」としているところです。</p> <p>なお、利用者側から収集する情報に関するご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

		す。
基本方針 46 実施細目 2	<p>【固定通信・移動通信を同一のブロードバンド市場として分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総論で述べたとおり、モバイルのブロードバンド化が進展し、3.5Gや3.9G(LTE)の携帯電話ではMbpsクラスのデータ通信が提供され、既に光ファイバ並の速度が提供可能なLTEサービスも商用化されています。WiMAXや公衆無線LANも含め、現に多くのユーザーが無線を利用したモバイルブロードバンドサービスを自由自在に使いこなし、ユーザーの選択肢は多様化していることから、需要の代替性があると考えられます。 ・したがって、移動通信についても固定通信と同様にブロードバンドサービスとして捉え、固定・移動を問わず同一のブロードバンド市場として分析・評価がなされるべきであり、情報収集の際には、固定と移動の両方のブロードバンドサービスを対象にユーザーの利用状況や選好度等の把握が必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	

対象領域の決定

頁	意見	総務省の考え方
	<p>「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべき。</p>	
	<p>「光の道」構想に関する取組状況の検証に関して、固定系のデータ通信の領域においてFTTH市場の分析・評価を行うとありますが、「光の道」は「FTTHの道」ではありません。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。</p>	<p>「光の道」構想については、ご指摘いただくまでもなく、FTTHのみならず無線等も含めて、当省において推進しているところです。</p> <p>その上で、ブロードバンド市場のうち、FTTH市場については今後、</p>

	<p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展が予想されること、関係事業者の関心の高まり等を踏まえ、特に、多面的な分析を行うことにしたものです。</p> <p>なお、これとは別にFTTH、ADSL、CATVを全体的にブロードバンド市場として分析・評価を行うこととしております。</p>
	<p>「光の道」構想に関する取組状況の検証に関して、固定系のデータ通信の領域においてFTTH市場の分析・評価を行うとありますが、「光の道」は「FTTHの道」ではありません。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
<p>基本方針 15 実施細目 3</p>	<p>「光の道」構想に関する取組状況の検証に関して、固定系のデータ通信の領域においてFTTH市場の分析・評価を行うとありますが、「光の道」は「FTTHの道」ではありません。「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
<p>実施細目 4</p>	<p>・総論で述べたとおり、市場環境は構造的に変化しており、様々なプレイヤーがサービスを提供し、お客様の選択肢は多様化しています。また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」やその後の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」等でも、「光</p>	

	<p>の道」構想はFTTHだけでなく、無線やCATV等も含めたブロードバンド全体を対象として、「光の道」を実現していくものとされていることから、FTTHに限らず、固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、ブロードバンド市場全体を対象に分析・評価すべき。</p> <p>IRUについては、公的資金をもとに自治体が主体となってFTTHを敷設し、自治体が事業者を選択してサービス提供がなされるものであり、競争評価の対象外と考える。</p>	
	<p>現在、固定ブロードバンド契約の約4割を占めるCATVやDSLも含めて、分析・評価すべきと考えます。</p> <p>(事業者から収集する情報として、FTTHの自治体IRUも挙げられていますが、IRUについては、公的資金をもとに自治体が主体となってFTTHを敷設し、自治体が事業者を選択してサービス提供がなされるものであり、競争評価の対象外と考えます。)</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>CATVやDSLも含めて、分析・評価すべきとの御指摘については、FTTH、ADSL、CATVを全体的にブロードバンド市場として分析・評価を行うこととしております。</p> <p>また、自治体IRUに関する情報については、FTTH市場の分析・評価に当たって不採算地域の状況を把握し、その動向を勘案するためのものであり、自治体IRU自体の競争状況を分析・評価するものではありません。</p>

戦略的評価における「公正競争レビュー制度」との連携強化

頁	意見	総務省の考え方
	競争評価制度と公正競争レビュー制度との連携を強化し、競争阻害要因に対処することは重要。	
基本方針	・ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という。）に	競争評価における戦略的評価と、

1-2	<p>よる市場支配力のレバレッジの行使等、これまでも本制度において注視事項とされている競争阻害要因が競争セーフガード制度の検証プロセスにおいて事実上放置されている状況において、本競争評価制度と「公正競争レビュー制度」との連携を強化し、これらの競争阻害要因に対処して頂くことは重要であると考えます。その連携を効果的に行うためには、今回の基本方針（案）等にも示されているとおり本制度においてFTTH市場を重点的にモニタリングのうえ分析・評価を行い、継続的に公正競争レビュー制度における検証に資することが必要不可欠であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>「公正競争レビュー制度」との連携強化について、賛同のご意見として取り扱わせていただきます。</p>
	<p>競争評価が公正競争レビュー制度と連携し、競争確保の実効性を高めるためには、一面的な分析に陥ることなく、「市場の構造や競争状況を俯瞰的・客観的に分析」することが必要。</p>	
<p>基本方針 1-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの競争セーフガードでは、根拠に乏しい意見をもとにした検証がなされる場合もあり、一面的な分析に偏ることが懸念されるケースがあったことも否めず、このような検証は、事業者としての本来正当な事業活動を萎縮させ、お客様ニーズに対応した事業展開を阻害することにつながりかねないものでした。 ・したがって、競争評価が新たな公正競争レビュー制度と連携し、競争確保の実効性を高めるためには、こうした一面的な分析に陥ることなく、基本方針に記載がある通り、「市場の構造や競争状況を俯瞰的・客観的に分析」を行うことが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として取り扱わせていただくとともに、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>公正競争レビュー制度と競争評価との連携の強化に当たっては、検討の方向性を揃えることが必要。例えば、公正競争レビュー制度における検証状況を戦略的評価のテーマ決定にフィードバックするといった連携スキームを構築する必要がある。</p>	
<p>基本方針 1、15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争評価の戦略的評価と「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」（以下、公正競争レビュー制度）の連携を強化し、競争確保の実効性を高めるという点について賛同いたしますが、連携の強化に当たっては、競争評価と公正競争レビュー制度における枠組みで検討の方向性を揃えることが必要になると考えます。 ・ そのため、例えば、公正競争レビュー制度の検証結果等について調査審議をされるとされる「ブ 	<p>競争評価の戦略的評価と、「公正競争レビュー制度」との連携強化に関するご意見については、基本的には賛同のご意見として取り扱わせていただきます。</p>

	<p>ロードバンド普及促進のための競争政策委員会」(以下、競争政策委員会)と「競争評価アドバイザーボード」を合同開催し、競争政策委員会が公正競争レビュー制度の検証状況を踏まえて、競争評価アドバイザーボードに対して戦略的評価にて取り上げることが望ましいテーマについて提言を行うなど、公正競争レビュー制度における検証状況を戦略的評価のテーマ決定にフィードバックするといった連携スキームを構築する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>なお、具体的な連携の在り方に関するご意見については、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
--	--	--

ネットワークレイヤー以外の上位下位レイヤーの考察

頁	意見	総務省の考え方
	<p>競争評価の基本方針にネットワークレイヤー以外の上位・下位レイヤーの動向を加えたことは適切。また、それぞれのレイヤーでシェアを持つ事業者同士の連携や通信レイヤーとプラットフォームの垂直統合度など供給側の分析についても行うよう要望。</p>	
<p>基本方針 46</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンの急速な普及に伴い、上位レイヤーではキャリアのプラットフォーム以外にグローバルなプラットフォーム事業者の影響力が増大することにより、今後端末レイヤーにおける環境整備が進み、下位レイヤー（端末）が自由にネットワークレイヤーを選択できることが期待されることを鑑みれば、競争評価の基本方針にネットワークレイヤーの上位・下位レイヤーの動向を加えたことは適切な認識と考えます。 ・ 基本方針(案)では上位レイヤー（コンテンツ・プラットフォーム）と下位レイヤー（端末）との連携について記述がありますが、ネットワークレイヤーと上位レイヤー・下位レイヤーそれぞれのレイヤーでシェアを持つ事業者同士の連携や通信レイヤーとプラットフォームの垂直統合度など供給側の分析についても行うよう要望します。 ・ 特に、スマートフォンの急速な普及が水平分業ビジネスモデルを促進すると考えられる一方で、例えばNTTドコモ殿のSPモードのようなスマートフォンビジネスにおける新たなキャリアプラットフォームを生み出すことで、垂直統合モデルの競争優位性を維持しようとする動きもあります。従って、スマートフォンビジネスにおける新たなキャリアプラットフォームとグローバルプラットフォームにおけるレイヤー間の関係については、今後の競争評価において分析すべきと考えます。 	<p>各レイヤー間の関係についてのご意見については、基本的に賛同のご意見として取り扱わせていただくとともに、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。</p>

		【イー・アクセス株式会社】	
		「データ通信（移動系）」として切り出したこと、F T T Hサービスの進展等を多面的に分析・評価するとしたことについては適切。今後、上下位レイヤーの支配的プレーヤーがMVNO等の形態によってネットワークレイヤーへ参入する可能性があり、その際に競争に与える影響についても想定しつつ分析すべき。	
	<p>総論</p> <p>今回、基本方針に関し、主に4点の見直しが行われていますが、現在の市場動向にあわせ、上下位レイヤーの動向を分析・評価の際に勘案することや、そのために「データ通信（移動系）」として切り出したこと、F T T Hサービスの進展等を多面的に分析・評価するとしたことについては適切と考えます。</p> <p>上記のうち、上下位レイヤーの動向等を勘案することに関しては幅広く市場を把握するために有意義と考えますが、競争が進展しているMNO間よりも、今後、上下位レイヤーの支配的プレーヤーがMVNO等の形態によってネットワークレイヤーへ参入する可能性があり、その際に競争に与える影響についても想定しつつ分析していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、レイヤー間の関係が市場に与える影響についてのご意見については、本年度の競争評価においては、電気通信事業である移動体通信のデータ通信市場に関し、上位・下位レイヤーを含む新たなビジネスモデルが進展していることを踏まえ、特に、同市場の分析・評価において上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとしたもので、これらの動向を勘案するに当たっては、各レイヤーにおける内外の主なサービスや端末の市場の概況や利用者の動向等の把握を行うこととしています。</p>	
実施細目 2	今年度より、定点的評価において上下位レイヤーの動向等を勘案することとしていますが、今後、国内外のプレーヤーを問わず、上下位レイヤーの支配的プレーヤーがMVNO等の形態によって、単独または連携してネットワークレイヤーへ参入する可能性もあり、その結果、ネットワークレイヤーの事業者が「ダムパイプ化」する懸念があります。そのような状況を想定して、レイヤー間の関係が市場に与える影響についても分析していただきたいと考えます。		

	【KDDI株式会社】	
	ネットワークレイヤー以外の各レイヤーを一体的に捉え、競争状況の分析・評価の枠組みに組み入れることが必要。	
基本方針 18、 46、 56-57 実施細目 2	<p>モバイル通信市場は、海外巨大プレイヤーを中心に上位レイヤーと下位レイヤーをキーにした新たな垂直統合モデルが出現するなど、急速にグローバル化が進展し、大きく変容をとげつつあります。そのような中、Google 殿や Apple 殿等の海外巨大プレイヤーが急速に市場支配力を有してきております。</p> <p>基本方針（案）にも示されている通り、競争評価の役割の1つが、「市場環境の変化の正確な把握」ということである以上、大きく変容をとげつつあるモバイル通信市場の動向を正確に捉えるために、ネットワークレイヤー以外の上位下位レイヤーの動向について把握・分析することは必須であると考えます。</p> <p>この点、基本方針（案）において事業者からの情報収集として、「上位下位レイヤー事業者の動向についても、ヒアリング等を通じて可能な限り積極的に情報収集・活用していく」とされていることは、上位下位レイヤーの動向把握・分析に資するものとして賛同致します。</p> <p>しかしながら、モバイル通信市場の動向を正確に捉えるためには、各レイヤー間の関係を踏まえた上位下位レイヤーの関係等についての分析を「補完的に」実施するだけでは不十分であり、各レイヤーを一体的に捉え、競争状況の分析・評価の枠組みに明確に組み入れることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>なお、毎年度実施している競争評価は「電気通信事業」に係る分野を対象としています。</p> <p>その上で、本年度の競争評価においては、電気通信事業である移動体通信のデータ通信市場に関し、上位・下位レイヤーを含む新たなビジネスモデルが進展していることを踏まえ、特に、同市場の分析・評価において上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとしたもので、これらの動向を勘案するに当たっては、各レイヤーにおける内外の主なサービスや端末の市場の概況や利用者の動向等の把握を行うこととしています。</p>
	<p>(1) 評価の対象として、コンテンツ・アプリケーションサービスや行政・医療・教育等のICT利活用までを含めた、情報通信の市場全体を俯瞰したうえで評価</p> <p>(2) 電気通信に係る端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のベンダーを含めた分析・評価</p> <p>サービス競争が電気通信事業者のネットワークサービスからインターネット上のコンテン</p>	

	<p>ツ・アプリケーションサービスへ移行していることから、情報収集にあたっては、国内の電気通信事業者のみならず、Skype、GoogleやAppleをはじめとした端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のハード・ソフトベンダーのサービスの提供状況等について把握し、評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	
<p>基本方針 46 実施細目 2</p>	<p>【上位・下位レイヤーを同一市場として分析・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、パソコンだけでなく、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用しうる状態になっております。 ・このように市場が構造的に変化している状況において、データ通信（固定系）についても、データ通信（移動系）と同様、上位・下位レイヤーの動向把握として、電気通信に係る端末やコンテンツ・アプリケーションを提供する国内外のベンダーを含めた分析・評価すべきと考えます。 ・また、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点についても分析・評価すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
	<p>ネットワークレイヤー以外の上位レイヤーや下位レイヤーの動向の分析については、移動体通信市場よりも、むしろ固定ブロードバンド市場について優先的かつ詳細な分析がなされるべき。</p>	
	<p>移動体通信市場のビジネスモデルの多様化や競争の進展に比べ、固定ブロードバンド市場においては活用業務の届出化に伴うNTT東西殿のASP等上位レイヤへの進出等、業務範囲の拡大が進められているところです。こうした業務範囲のいたずらな拡大は、NTT東西殿によるネットワークレイヤの市</p>	<p>本年度の競争評価においては、電気通信事業である移動体通信のデータ通信市場に関し、上位・下位レイヤ</p>

	<p>場支配力と結びつく等により、FTTH 市場における NTT 東西殿の独占性をより高め、同市場における公正競争環境をこれまで以上に阻害する可能性があります。従って、「ネットワークレイヤ以外の上位レイヤ(コンテンツ・プラットフォーム)や下位レイヤ(端末)の動向」の分析については、移動体通信市場よりも、むしろ固定ブロードバンド市場について優先的かつ詳細な分析がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>一を含む新たなビジネスモデルが進展していることを踏まえ、特に、同市場の分析・評価において上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することとしたもので、これらの動向を勘案するに当たっては、各レイヤーにおける内外の主なサービスや端末の市場の概況や利用者の動向等の把握を行うこととしています。</p> <p>なお、FTTH市場の分野における上位・下位レイヤーに関するご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>
--	--	---

戦略的評価（事業者間取引）

頁	意見	総務省の考え方
	<p>NGN機能を利用したサービス状況やFTTHの事業者間取引等に留意した分析とすることに賛同。なお、事業者間取引については、今後の公正競争レビューにおける検証結果も相互に参照し、競争評価のとりまとめに反映すべき。</p>	
<p>実施細目 2</p>	<p>FTTH市場に関し、NGN機能を利用したサービス状況やFTTHの事業者間取引等に留意した分析とすることに賛同します。</p> <p>なお、事業者間取引については、設備競争、NTT東・西のシェアアクセスやダークファイバを用いての競争等に関し、機能しているか等の分析・検証が行われますが、今後公正競争レビューにおいて実施される、設備情報の公平性、コロケの提供状況、リードタイム等の同等性についての検証結果も相互に参照し、競争評価のとりまとめに反映すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本的に賛同のご意見として取り扱わせていただくとともに、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>第一種指定電気通信設備に係る接続に関しては、あらためて分析・評価を行う意義が乏しい。</p>	

	卸契約やアライアンス等の事業者間取引については、その取引条件等に関する情報提供が守秘義務等により制限があることに十分な配慮が必要。	
実施細目 3	<p>・ 第一種指定電気通信設備に係る接続に関しては、度重なる議論や累次の認可に基づく接続約款により取引が行われている市場であるため、あらためて分析・評価を行う意義が乏しいと考えます。</p> <p>・ また卸契約やアライアンス等の事業者間取引については、その取引条件等に関する情報提供が守秘義務等により制限があることに十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>事業者間取引の状況については、小売市場としてのF T T H市場の分析に当たっての勘案要素として把握するものであり、事業者間取引そのものを市場として分析・評価するものではありません。</p> <p>なお、事業者間取引に関する情報の取扱いについては貴見のとおり、十分な配慮を行うこととしています。</p>
	ユーザーサービスの提供において当社と他事業者の機会は対等になっていることから、事業者間取引が当社と他事業者のサービス提供に与える影響はない。	
基本方針 15 実施細目 3	<p>・ F T T H市場の分析を行う場合であっても、当社は光アクセスを低廉な水準でアンバンドル提供し、局舎、電柱・管路等といった素材についても十分にオープン化しており、I Pブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のI Pネットワークを構築・サービスを展開し、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあり、ユーザーサービスの提供において当社と他事業者の機会は対等になっていることから、事業者間取引が当社と他事業者のサービス提供に与える影響はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	F T T H市場の分析・評価における事業者間取引に関するご意見については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。
	戦略的評価と「公正競争レビュー制度」の連携強化に当たっては、公正競争が機能していない市場について、重点的に取り上げるべき。	
	<p>戦略的評価と「公正競争レビュー制度」の連携強化については、次の点に留意が必要と考えます。</p> <p>電気通信事業分野は、原則自由競争ですが、競争評価2010の評価結果のとおり、N T Tグループによる市場支配力は固定市場、F T T H市場を中心に、現に存在し、濫用されていると考</p>	競争評価における戦略的評価と「公正競争レビュー制度」との連携強化に関するご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていた

	<p>えられます。</p> <p>今後「公正競争レビュー制度」で取り上げられる事項を、戦略的評価のテーマとして分析・評価する際には、専ら、このように公正競争が機能していない市場について、グループドミナンスの観点も踏まえ、重点的に取り上げるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>だきます。</p>
	<p>基本方針において、「具体的には、競争評価の分析結果については公正競争レビュー制度における『料金や市場シェア等の検証』や『各レイヤー間の関係の検証』等に補完的に活用する。」と追記して「公正競争レビュー制度」との連携を明確化すべき。</p>	
<p>基本方針 6-7</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2011年12月の情報通信審議会における「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(以下、ブロードバンド普及促進答申)では、今後競争評価の分析結果が公正競争レビュー制度において、「料金や市場シェア等の検証」や「各レイヤー間の関係の検証」及び「同一グループに属する事業者間の連携状況の検証」等に補完的に幅広く活用される旨が記載されており、政策立案における競争評価との連携スキームが今回新たに示されたものと考えます。 この考え方については、今後の競争評価の役割を示す非常に重要なものであると考えられるため、基本方針(案)上記箇所の最終部分に、「具体的には、競争評価の分析結果については公正競争レビュー制度における『料金や市場シェア等の検証』や『各レイヤー間の関係の検証』等に補完的に活用する。」を追記して明確化すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>競争評価と「公正競争レビュー制度」は連携を行うものの、そもそも別々の施策として実施しているものですが、ご意見にある基本方針に追記すべきとされている点は、基本方針(案)において「『ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度』との連携を強化し、もって競争確保の実効性を高める。」としていることから、追記するまでもないものと認識しています。</p>

市場の画定

頁	意見	総務省の考え方
	<p>携帯電話とPHSを同一の市場として取り扱うべき。</p>	
<p>実施細目 4-9</p>	<p>当社は、音声通信(移動系)の市場画定について携帯電話とPHSを同一市場とすべきと考えております。</p> <p>現在、情報通信審議会「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方 答申(案)」において、「携帯電話及びPHSは、音声サービス、データ通信サービス</p>	<p>従来から、移動体通信領域については、携帯電話とPHSを同一市場として分析しているところです。</p> <p>本年度の競争評価でも同様に取り</p>

	<p>といった基本的サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比しても、特段に大きな違いはない」とされており、携帯電話の電話番号数の拡大策として、070番号の開放及び携帯電話とPHSの番号ポータビリティの導入の方向が示されている等、携帯電話とPHSの類似性が認められているところであり、市場画定も、当然、同一であるべきと考えます。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>扱う予定です。</p>
	<p>携帯電話とPHSを同一の市場とする必要があるか検討すべきであり、その検討は個別の委員会等のみにおいて行われるべきではない。</p>	
<p>実施細目 5-8</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価2010において今後の定点的評価の在り方案（別紙2）では、データ通信市場において、今後のLTEの普及状況等を考慮し、将来的には固定系と移動系ブロードバンド市場を一体的な市場として画定することも検討する必要があるとの考え方が示され、市場画定においてもこの点が反映されたことは適切な認識と考えますが、以下の点も踏まえ実施細目の見直しを要望します。 <p>■音声通信・データ通信市場におけるPHSの扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省番号政策委員会では、PHSとの携帯電話との間での番号ポータビリティについて検討がおこなわれPHSと携帯電話はサービス当初はサービスの差分が認められたが、現時点ではエリア、人口カバー率、サービスの内容大きな差分がないため、PHSと携帯電話は同一のサービスとみなし消費者がPHSと携帯電話の間で番号ポータビリティが行えることが移動体通信市場における競争促進やユーザメリットにつながると結論つけています。 また、PHSとの番号ポータビリティに加え、080、090番号の番号枯渇対策として現在PHSに割り当てている070の番号を今後携帯電話に新たに割り当てることも結論づけられており、利用者はPHSと携帯電話を電気通信番号で識別することは出来なくなります。 本来、競争評価制度の趣旨から考えれば、このようなPHSと携帯電話の市場同一性については、個別の委員会等のみにおいて検討されるものではなく、競争評価の枠組みにおいて定量的に評価すべきものと考えます。従って、今年度の市場画定においても移動体通信市場と移動体データ通信市場それぞれの市場でPHSと携帯電話の一体化をする必要があるか検討 	<p>従来から、移動体通信領域については、携帯電話とPHSを同一市場として分析しているところです。</p> <p>本年度の競争評価でも同様に取り扱い予定です。</p> <p>なお、ご指摘の電気通信番号政策委員会においては、市場の画定といった競争評価の枠組みの観点ではなく、番号ポータビリティの議論の過程で利用者から見たサービス内容等を検討されたものと承知しています。</p>

	<p>すべきと考えます。</p> <p>【参考：携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度の在り方報告書抜粋】 第5章 （1）携帯電話とPHS間との番号ポータビリティ導入について</p> <p>PHSは、固定電話網を活用した簡易な移動電話サービスとしてスタートし、サービス開始当初は、人口カバー率も低く、通信可能エリアが限られるなど、携帯電話との違いが見られた。その後、通信技術の発達や携帯電話との競争環境の中で、サービス提供エリアや人口カバー率において、携帯電話とPHS間にサービス開始当初のような差はなくなっていると考えられる。携帯電話及びPHSは、第4章で検討したとおり、音声サービス、データ通信サービスといった基本的サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比しても、特段に大きな違いはないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
	<p>接続専用回線を除く専用サービス市場については、今後さらに縮小していくことが予想されることから、その分析・評価にあたっては、データ収集・分析に留め、法人向けサービス市場全体の中で一体的に評価すべき。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様が専用サービス・新型WANサービスに求めている機能は、ともに定額料金で大容量のデータ通信を行えることであります。近年、新型WANサービスにおいては、帯域保証やアクセス制御などのセキュリティ機能を具備し、品質面において専用サービスに匹敵する高品質なサービスとなっており、かつ低価格であるため、法人ユーザは専用サービスから新型WANサービスへのシフトを積極的に進めています。 ・ このように市場が変化している状況において、接続専用回線を除く専用サービス市場については、今後さらに縮小していくことが予想されることから、その分析・評価にあたっては、データ収集・分析に留め、法人向けサービス市場全体の中で一体的に評価すべきであると考えます。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」第1編IV第2章P14において、「法人ユーザーによるデータセンタ、クラウドサービスに対する需要が高まってきており、WANサービスの利用が拡大することも想定されることから、今後の動向を注視していくことが必要」としているところです。</p> <p>今後のサービスの市場動向については、ご意見を踏まえ注視してまいりたいと考えます。</p>

競争評価における市場支配力

頁	意見	総務省の考え方
	<p>「市場支配力が存在する」場合には、「行使されている」と評価するよう評価方法についても再度検討すべき。</p>	
	<p>【意見】 今回の主な見直し4点に加え、「市場支配力が存在する」場合には、現行の規制やルールが必ずしも完全ではないことから、「行使されている」と評価するよう評価方法についても再度検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>市場支配力の「存在」と「行使」の関係については様々な議論があるものと認識していますが、総務省が実施する競争評価については、対象である電気通信事業の特性（自然独占性、市場変化や技術革新の早さ等）を踏まえ、まず市場支配力の「存在」を市場シェアや市場集中度等に基づいて評価し、これに制度やルールの存在等を総合的に勘案することにより、最終的に市場支配力の「行使」についての評価を行っているところです。</p>
	<p>市場支配力の「存在」については、その効果についてより積極的な評価がなされるべき。</p>	
<p>基本方針 50</p>	<p>・弊社共が従前意見しているとおりでありますが、市場支配力の「存在」については、その効果についてより積極的な評価がなされるべきと考えます。特に、活用業務の届出化によりNTT東西殿の上位レイヤへの進出がなし崩し的になされるような状況に鑑みれば、その市場支配力を拠り所とする他市場・他サービス等への競争制限効果については、適正な評価ならびに対処が早急になされる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>市場支配力の「存在」と「行使」の関係については様々な議論があるものと認識していますが、総務省が実施する競争評価については、対象である電気通信事業の特性（自然独占性、市場変化や技術革新の早さ等）を踏まえ、まず市場支配力の「存在」を市場シェアや市場集中度等に基づ</p>

		<p>いて評価し、これに制度やルールが存在等を総合的に勘案することにより、最終的に市場支配力の「行使」についての評価を行っており、市場支配力が「行使」され得るような状況が生じている否かの評価が重要であると考えています。</p> <p>このため、市場支配力を有する事業者が市場に対し影響を与え得るか否かについては、市場支配力の「行使」の可能性を評価することで判断されるべきものと考えます。</p>
--	--	---

地理的要因

頁	意見	総務省の考え方
	<p>地理的市場を細分化して分析する場合には都道府県別の分析・評価を行うだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、その要因を多角的に分析すべき。</p>	
<p>基本方針 33 実施細目 2</p>	<p>・総論で述べたとおり、市場の評価にあたっては、市場間の競争動向や事業者の一体的なサービス提供を踏まえた上で、情報通信市場を一体として捉えた分析・評価を行うべきであると考えますが、仮に部分市場として地理的市場を細分化して分析する場合には、事業者は必ずしも都道府県という単位で市場に参入するとは限らないことから、都道府県別の分析・評価を行うだけではなく、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め、その要因を多角的に分析すべきと考えます。</p>	<p>地理的市場の細分化に関するご意見については、本年度の分析・評価、及び今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、FTTH市場の分析・評価に当たっては、不採算地域の状況についても把握することとしています。</p>

分析に用いる判断要素（定性的要因）

頁	意見	総務省の考え方
	企業グループ、保有周波数についても分析すべき。	
基本方針 36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社共が従前意見しているとおり、市場支配的グループの共同的・一体的市場支配力やグループ企業のバンドルサービスが競争状況に大きな影響を与えることが想定される現状では、市場支配的グループに係る事業者についてはグループ企業単位での分析を行い、その影響力を適正に評価して頂く必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	分析に用いる判断要素に関するご意見については、具体的にどのようなデータを収集し、どのように市場の分析及び評価に反映させるかについて、専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題としておられるところであり、引き続き検討を進めて参りたいと考えます。
実施細目 2-3	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>同一グループに属する事業者間の連携状況の分析について</u> ・ ブロードバンド普及促進答申においては、公正競争レビュー制度の検証を補足する戦略的評価のテーマの具体例として、本実施細目(案)にて示されている「FTTH市場における事業者間取引の状況」に加え、「同一グループに属する事業者間の連携状況」についても挙げられております。 ・ 近年、モバイルブロードバンドの普及・高速化により、例えば、NTTグループのFTTHとLTEや、KDDIグループのFTTHとCATV、WiMAXといった、同一グループ企業間でアクセス技術を問わず固定・モバイルの市場領域を跨いだ連携が可能な市場環境にあることを鑑みれば、電気通信事業分野においては、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループの3事業者への集約化が進展する状況にあるため、設備の不可欠性に着目した指定電気通信制度やNTTグループにおける累次の公正競争要件に加えて、市場領域を跨ぐグループ化や同じ市場領域であっても事業領域を跨ぐグループ化に対応するよう公正な競争環境の確保のための施策を検討することが必要と考えます。従って、競争評価においてもこれら異なる事業領域に属す企業のグループ間連携が生み出す市場支配力の影 	

	<p>響については特に注視すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、制度整備3年後を目途とした包括的検証の結果を踏まえた競争ルール全般の見直しにおいては、市場動向を水平的・垂直的な変化に留意し検討することが適当であるとの考え方が示されておりますが、この「同一グループに属する事業者間の連携状況」は検討における重要な観点の1つに当たると考えられます。 これらの点を踏まえれば、「同一グループに属する事業者間の連携状況」についても戦略的評価のテーマとして重要であり、本年度の競争評価において検証を行うべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>
<p>基本方針 36</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保有周波数帯の相違が携帯事業者間のエリアカバレッジや設備投資面で大きな競争格差を生じさせていることは、諸外国における競争政策議論においても認められているところです。従って、弊社共が従前から主張しているとおおり、保有周波数帯の相違が競争状況へ及ぼす影響についても、定量的・定性的要因として仔細な分析がなされるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>
<p>実施細目 5-8</p>	<p>■ <u>市場画定への「電波」指標の導入について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 競争評価2010において今後の定点的評価の在り方案（別紙2）では、移動系の市場に「電波」の要素が入っていましたが、今回の実施細目における市場では「電波」の要素が抜けています。 「電波」の割当ては電波行政を主管する総務省殿が行う政策そのものであり、事業者に割り当てられる「電波」における「エリア整備に有利なプラチナバンド」や「端末調達に有利な国際協調のあるバンド」、「大容量化・高速化には周波数の帯域幅」といった質や量が、直接的に移動体通信市場における市場競争へ影響を及ぼすものであることから、本来移動体通信市場の競争政策においては中心に据えられるべきと考えます。 従って、移動体通信市場においては、今後のテクノロジーの進化に伴う高速化、デバイスやサービスの多様化に伴う大容量化が進むことを踏まえて、事業者の競争力を測る指標として「周波数に関する指標」を加えることが必要であると考えられるため、実施細目(案)における市場画定に「電波」の要素を復活させるよう強く要望いたします。 <p>加えて、本年度の競争評価では周波数と事業者の競争力との分析・評価結果を周波数政策にフ</p>

	<p>ードバックするスキームについても併せてご検討いただきますようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>
基本方針 46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光ファイバへのマイグレーションや無線ブロードバンドの普及やビジネスモデルの多様ななどの状況を勘案すると、単一市場に着目した事業者の市場支配力を測る現状の競争評価の手法だけでは、グループ全体で市場横断的なサービスを提供した場合の総合的な市場支配力を評価することは出来ないため、グループでの提供サービス、料金戦略、契約者数や収入などに着目した評価を取り入れていただきたく提案します。 ・ 特に、垂直統合、事業規模の大きいNTTグループにおけるFTTHとLTEや、KDDIグループにおけるFTTHとCATV、LTE、WiMAXのように、アクセス技術を問わず市場領域を跨いで組合せられる形態を検討視野に入れ、グループ間連携により生み出す市場横断的な支配力の影響について検証する必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>
基本方針 48、 53-57	<p>競争状況の判断に当たっては、「事業者の総合的な事業能力」、同一企業やグループでの「協調による市場支配力」や、複数サービス・事業を提供するそれらの事業者による「市場支配力のレバレッジ」といった視点はきわめて重要であると考えますので、取り入れることに賛同いたします。</p> <p>前述のとおり、移動系と固定系の間でのデータ通信（インターネット）サービス選択やスイッチングが当たり前のようになっている状況になっております。</p> <p>現状では、携帯契約（約1億2千7百万契約）は主要3事業者が90%以上を占めており、1社ですべての固定系ブロードバンド（約3千6百万契約）に匹敵する規模を持つなど、市場規模では圧倒的に大きなものになっています。また、主要3事業者はいずれも自社内あるいはグループ内に固定系と移動系サービスを持ち、最近では両者のセット割引提供などの一体提供の動きが出始めています。</p> <p>今後は大きなユーザ数を持つ移動系事業者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一企業ないしグループ内に持つ固定系サービスと一体となったサービス提供や営業活

	<p>動を行うこと、例えば移動系サービスと固定系サービスとのセット提供に際して自社グループサービス間でのみ大幅なセット割引を設定することなどにより、移動系サービスを持たない固定系事業者を圧迫したり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動系サービスとの連携を求める固定系事業者に対して、一方的に自己に有利な取引条件を押し付ける <p>といった事態が懸念されます。</p> <p>これらの行為は、同一事業者の場合には「市場支配力のレバレッジ」に相当し、同一グループ内の場合には「協調による市場支配」に相当すると考えられ、公正な競争状況を阻害し、ひいては健全な事業やサービスの発展を損ねることになると考えます。またその判断においては「事業者の総合的な事業能力」に着目することが重要となります。</p> <p>弊社は移動系事業者あるいはその企業グループが移動系事業での優越的な地位を利用して、移動系サービスを持たない固定系事業者を圧迫し、市場支配を拡大することがないよう、市場支配の実態を適正に評価し、必要な政策措置を行っていただけるよう、強く希望するものです。</p> <p style="text-align: right;">【STNet】</p>
--	--

戦略的評価

頁	意見	総務省の考え方
	<p>戦略的評価のテーマ設定の段階から、より広く関係者の意見を踏まえた検討が進められるようプロセスの見直しを図るべき。</p>	
基本方針 15	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社共が従前意見しているとおりでありますが、恣意的な分析テーマの設定やアンケートのとり方にならないよう、競争評価の各プロセス等はさらなる透明性を確保すべきです。特に、戦略的評価のテーマ設定については、有識者等による議論により、事前に特定された内容を意見募集で提示するスタイルが従来から続いており、そもそものテーマ設定の段階から、より広く関係者の意見を踏まえた検討が進められるようプロセスの見直しを図るべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>戦略的評価については、従来から政策立案の検討のために必要となる基礎データとする観点から行っており、実施細目(案)の意見募集に当たってはテーマを提示し、評価の具体的な評価方法については、意見募集の結果も踏まえて決定しているところです。</p>

定点的評価

頁	意見	総務省の考え方
	<p>FTTHサービスの進展のためには、競争促進の度合いを測る指標について検証を行うべき。特に、「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべき。</p>	
<p>基本方針 2 実施細目 2</p>	<p>・ FTTHサービスの進展のためには、料金の低廉化やサービスの多様化等に寄与する競争促進の視点が重要であることを踏まえれば、普及促進度合いを示す定量的数値のみならず、競争促進の度合いを測る指標について検証を行うべきと考えます。特に、2010年12月に公表された『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』にて、ボトルネック性を有する加入光ファイバと一体で構築されているNTT-NGNの性質に鑑み、促進が求められている「サービス競争」の進展度合いについて中心的に検証を行うべきと考えます。具体的には下記項目について分析を十分に行って頂くべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTHに係る基盤整備率、利用率 ・ FTTHの料金水準、市場シェア ・ IP網へのマイグレーションに対する具体的取り組みとその成果 ・ FTTH市場の事業者間取引市場における競争状況 <ul style="list-style-type: none"> - 光ファイバ回線の設備ベースシェアとFTTH小売サービスシェア (ADSL市場における同種シェアとの比較や、サービス提供形態(自前設備利用と他社調達利用)等を区分した分析を含む) - 光ファイバ回線における自己調達と他者調達の割合 (ADSL市場との比較含む) ・ NTT-NGNにおけるオープン化の度合い <ul style="list-style-type: none"> - アンバンドルメニューの内容(1ユーザ単位の接続メニュー有無等) - アンバンドルメニューの数 - 接続料水準 (上記3項目について、PSTNとの比較含む) <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>FTTH市場の分析・評価に当たってのご意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	F T T H市場における「設備競争の状況」の分析においては、今後のF T T H市場における競争環境整備の方向性の検討に資するデータを把握すべき。	
実施細目 2	<ul style="list-style-type: none"> これまで、ICTタスクフォース、競争政策委員会、接続委員会等にて進められてきた「F T T Hの利用率向上を目的としたサービス競争促進」の議論においては、常に設備競争への影響に配慮して進められてきたところですが、今後FTTHの普及を促進するためには、どちらの競争形態がよりF T T Hの普及に貢献するものか見極めた上で、それぞれに適切な比重を置いた政策を取ることが必要であると考えます。 そのため、上記実施細目(案)で示されている「設備競争の状況」の分析においては、現状設備競争がどの程度F T T Hの普及に貢献しているか、例えば、設備競争の進展するエリアとしていないエリアにて利用率や利用者料金を比較するなどして評価し、今後のF T T H市場における競争環境整備の方向性の検討に資するデータを把握すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	F T T H市場の整備状況の分析に関するご意見については、「電気通信事業分野の競争状況の評価2010」第1編Ⅲ第3章P38にあり、F T T H市場においては設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要であると認識しているところであり、ご指摘の点については、今後の分析・評価に当たっての参考とさせていただきます。
	固定系市場の分析においては、「コア網のマイグレーションがアクセス網の移行に与える影響」も観点の1つとし、戦略的評価のテーマとして取り上げる必要がある。	
基本方針 2-3	<p>■ <u>コア網の移行が固定系市場の競争に与える影響の分析について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 固定系市場の分析においては、「コア網のマイグレーションがアクセス網の移行に与える影響」についても観点の1つとし、戦略的評価のテーマとして取り上げて頂く必要があると考えます。 2010年11月にNTT東西殿より概括的展望が示され、今後コア網のマイグレーションが進展することにより、NTT 東西殿のP S T Nサービスにおける巨大な顧客基盤や直収電話やA D S L等の接続事業者サービス利用者を戦略的かつ排他的に自社F T T H・O A B J-I P電話へと移行を可能とし、NTT 東西殿の独占回帰の傾向を強めることが懸念されます。 従って、2011年度の競争評価においては、例えばコア網の移行の影響を踏まえて料金、サービスモデルを仮定したアクセスサービスの消費者選好調査等を行い、現行のメタルサービス利用者がF T T H・O A B J-I P電話へ移行するにあたり、コア網のマイグレーション 	固定電話市場からブロードバンド市場へのレバレッジについては、今後の分析に当たっての参考とさせていただきます。

	<p>ョンに潜在的な競争阻害的要因が存在しないか分析し、今後のNGNの競争環境整備の議論における検討材料とすることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
--	--	--

情報収集

頁	意見	総務省の考え方
	<p>電気通信事業報告規則に基づく報告以外の報告を求めるに当たっては、その内容、報告量、報告期日等について慎重に検討し、競争評価を行う上で真に必要なものに限定すべき。その上で、シェア等の正確な把握に基づく公正な評価を行う観点から、全事業者が同等に提出することを前提とすることが必要。</p>	
<p>実施細目 2</p>	<p>・電気通信事業報告規則に基づく報告以外の報告を求めることは、以下の観点から、収集目的を明確にした上で、その内容、報告量、報告期日等については慎重に検討いただき、競争評価を行う上で真に必要なものに限定すべきであると考えます。</p> <p>①事業者に対して過大な負担を強いることになるおそれがある。</p> <p>②卸契約やIRU契約の提供料金等は、守秘義務等に関する事項を含むものである。</p> <p>③番号ポータビリティ等の接続に関する情報を提供することは、目的外利用のおそれがある。</p> <p>・その上で、シェア等の正確な把握に基づく公正な評価を行う観点から、全事業者が同等に提出することを前提とする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>事業者からの情報収集に関しては、実施細目P14に記載しているように、公表することで当事者の権利・利益等を害するおそれのあるデータについては取扱いに十分な配慮をすることとしております。</p> <p>上記の趣旨を踏まえ、電気通信事業報告規則に基づく報告以外の報告を求める際には、十分な配慮の上、対応させていただいております。</p> <p>なお、調査を行うに当たっては、原則として、電気通信事業報告規則の対象事業者に協力を求めることとしています。</p>
	<p>利用者からの情報収集の際には、利用者の視点に立って、利用者の利用状況や選好度等の把握を行う必要がある。</p>	
<p>実施細目</p>	<p>・「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」において、今後の定点的評価の在り方</p>	<p>利用者からの情報収集に関するご</p>

12-13	<p>として、「固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要」とされています。</p> <p>・そうした検討を実施していくためにも、利用者からの情報収集の際には、利用者の視点に立って、例えば、利用者が自宅や外出先など利用シーンに応じてどのブロードバンドサービスを選択しているか等、利用者の利用状況や選好度等の把握を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。
-------	---	----------------------------------

その他

頁	意見	総務省の考え方
	<p>複数の市場領域に跨るような新しいサービスについては、今後のビジネス展開を萎縮させないよう留意が必要。</p>	
/	<p>その他</p> <p>複数の市場領域に跨るような新しいサービスについては、今後のビジネス展開を萎縮させないよう留意が必要であり、市場の動向を把握する程度に留める等の配慮が必要と考えます。市場支配力に関する分析・評価の対象とするのは、禁止行為事業者とその同一グループ内の事業者との連携によるサービスに限るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>新サービスにおける今後のビジネス展開に関するご指摘について、萎縮させないような留意が必要であるという点はご指摘のとおりであり、競争評価の実施に際しても、十分に配慮する必要があるものと考えます。</p>
	<p>「光の道」の検証にあたっては、FTTHに限らず多様なブロードバンドを幅広く捉えた評価がなされるべきであるとともに、市場の実態把握のためには、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要。</p>	
基本方針 1-2 実施細目 2、3	<p>・「光の道」は、利用できるアプリケーション、地域特性、費用対効果に応じて選択されるFTTH、CATVや無線を含めたブロードバンドネットワーク全体、及び通信事業者に限らない様々なプレイヤーによる利活用推進の取組みを通じて実現されるものであります。</p> <p>・したがって、「光の道」の検証にあたっては、FTTHに限らず多様なブロードバンドを幅広く</p>	<p>「光の道」構想の検証については、ブロードバンド普及促進に向けた取組状況等の検証を「公正競争レビュー制度」において行うこととしており、情通審答申（ブロードバンド普</p>

	<p>く捉えた評価がなされるべきであるとともに、市場の実態把握のためには、定量的な側面のみならず、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めた多角的な評価が必要であると考えます。</p> <p>・また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等が、「光の道」の実現に向けて、それぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>及促進のための環境整備の在り方)では、「公正競争レビュー制度における料金や市場シェアの推移状況等の検証に当たり、競争評価における分析結果を有効に活用すべき」としているところです。</p> <p>なお、「光の道」構想の検証のご意見については、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>
	<p>当社への禁止行為規制の適用を廃止することは、ユーザ利便性向上の観点からも必要。それがなし得ない場合、一部の新たな割引サービスが公正な競争市場に与える影響を踏まえて、評価を行うべき。</p>	
<p>基本方針 50-57</p>	<p>そもそも、キャリア間競争のみならず、MVNO参入等、多様なプレイヤーとの競争に伴い、当社の市場シェアは大幅に減少しており、当社の「市場支配力」が、もはや規制格差を設けるほど他社と差異があると認められない状況を鑑みると、禁止行為規制を非対称規制として維持する合理性は存しないと考えます。</p> <p>加えて、事前規制としての禁止行為規制は、事後規制としての事業法29条の業務改善命令と、事業法の中で、いわば「二重規制」となっており、事前規制としての禁止行為規制の適用を廃止した場合であっても、業務改善命令により事後的に対処することは十分可能なことから、当社への禁止行為規制の適用を廃止することは、ユーザ利便性向上の観点からも是非とも必要と考えます。</p> <p>例えば、KDDI社は、2012年1月16日に指定する特定の固定通信事業者のサービスの契約者を対象に au スマートフォンのパケット定額料等を割引く割引サービスの提供開始を発表したところですが、当社が特定の固定通信事業者との連携により、同様の割引サービスを提供するとなれば、電気通信事業法（以下、事業法）第30条の禁止行為規制により、特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いの禁止に抵触する恐れがあります。</p>	<p>個別の政策の方向性に関するご意見として、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

	<p>利用者の立場では、KDDI社の利用者は当該サービスによる便益を享受できる一方、当社の利用者は当該サービスを受けることが出来ず、規制格差の存在により利用者間で不公平な状況が生じることとなります。</p> <p>仮に当社への禁止行為規制の適用を廃止することはなし得ないとするのであれば、KDDI社のこのようなサービスが公正な競争市場に与える影響を踏まえて、評価を行うことが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
	<p>市場支配的事業者であるNTTドコモ殿が依然として顧客の囲い込みにおいて優位性を発揮している点について、詳細な分析を行い、より有効な競争政策の導入の是非について検討すべき。</p>	
<p>基本方針 1.4</p>	<p>・ 移動体市場については、シェア面ではNTTドコモ殿が若干減少傾向にあるものの、その実態として契約者数を増加させ続けていることに鑑みれば、移動体市場において大きなスイッチングコストが存在するものと考えられます。各種競争施策の導入にも関わらず、市場支配的事業者であるNTTドコモ殿が依然として顧客の囲い込みにおいて優位性を発揮している点について、詳細な分析を行って頂き、より有効な競争政策の導入の是非について検討を行って頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクグループ】</p>	<p>移動通信に係る競争政策に関するご意見については、今後の行政の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

以上